

申請情報

1. 申請年度

2024

2. 申請区分

更新確認申請（昨年度、機関要件を満たしていた。）

3. 設置者に関する情報

設置者の法人類型	一般社団法人
設置者の名称	一般社団法人奈良県医師会
設置者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号
設置者の代表者の役職	奈良県医師会長
設置者の代表者の氏名	安東範明

4. 大学等に関する情報

大学等の種類	私立専門学校
大学等の名称	奈良県医師会看護専門学校
大学等の所在地	奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号
学長又は校長の氏名	友岡俊夫

5. 申請書を公表する予定のホームページアドレス

https://nik.ac.jp

奈良県知事 殿

一般社団法人奈良県医師会

奈良県医師会長 安東範明

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	奈良県医師会看護専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ 専門学校)
大学等の所在地	奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号
学長又は校長の氏名	友岡俊夫
設置者の名称	一般社団法人奈良県医師会
設置者の主たる事務所の所在地	奈良県橿原市内膳町5丁目5番8号
設置者の代表者の氏名	安東範明
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://nik.ac.jp

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務部・戸毛由樹子	0744-22-3430	ishikaikansen@nara.med.or.jp
第2号の1	事務部・戸毛由樹子	0744-22-3430	ishikaikansen@nara.med.or.jp
第2号の2	事務部・戸毛由樹子	0744-22-3430	ishikaikansen@nara.med.or.jp
第2号の3	事務部・戸毛由樹子	0744-22-3430	ishikaikansen@nara.med.or.jp
第2号の4	事務部・戸毛由樹子	0744-22-3430	ishikaikansen@nara.med.or.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書(シラバス)《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

I. ① 直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入 (A)	経常支出 (B)	差額 (A) - (B)
申請前年度の決算			-32,671,573円
申請2年度前の決算			-10,662,992円
申請3年度前の決算			-9,040,827円

I. ② 直前の決算の貸借対照表における「運用資産-外部負債」の状況

	運用資産 (C)	外部負債 (D)	差額 (C) - (D)
申請前年度の決算	780,914,651円	11,638,807円	769,275,844円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員 (E)	在学生等の数 (F)	収容定員充足率 (F) / (E)
今年度 (申請年度)	120人	118人	98%
前年度	120人	121人	100%
前々年度	120人	116人	96%

(I. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

1. 高等教育の修学支援新制度の対象となる学部等

分野	課程名	学科名	修業 年限	昼夜	時間制 単位制
医療	医療専門課程	看護学科	3年	昼間	単位制
(上記学科のうち、募集停止や完成年度到達前の学部等)					

2. 支援対象者が在籍できない学部等

分野	課程名	学科名	理由

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	89 単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://nik.ac.jp/pages/71/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の1-②関係【実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》】

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

学科名	看護学科		
実務経験のある教員等による授業科目名	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	
英語、キャリア学習、心理学、スポーツレクリエーションⅠ・Ⅱ	5 単位	9単位	
微生物学、病態薬理学Ⅰ・Ⅱ、病態治療学Ⅰ～Ⅵ、臨床判断方法論、治療と臨床検査、医療安全、医学概論、公衆衛生学Ⅰ・Ⅱ、社会福祉と社会保障	16 単位		
看護学概論、看護研究、看護基本技術Ⅰ・Ⅱ、日常生活援助技術Ⅰ～Ⅲ、診療の補助技術Ⅰ～Ⅲ、看護過程、臨床看護総論	13 単位		
地域・在宅看護概論、地域・在宅看護論Ⅰ～Ⅴ	6 単位		
成人看護学概論、成人看護学援助論Ⅰ～Ⅳ、成人看護学援助論演習	6 単位		
老年看護学概論、老年看護学援助論Ⅰ～Ⅲ	4 単位		
小児看護学概論、小児看護学援助論Ⅰ～Ⅲ	4 単位		
母性看護学概論、母性看護学援助論Ⅰ・Ⅱ	4 単位		
精神看護学概論、精神看護学援助論Ⅰ～Ⅲ	4 単位		
看護管理、国際看護・災害看護、看護ゼミナール、統合看護技術	4 単位		
基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ、地域・在宅看護論実習Ⅰ～Ⅲ、成人老年看護学実習Ⅰ～Ⅲ、小児看護学実習、母性看護学実習、精神看護学実習、統合実習	23 単位		
	単位		
	単位		
	単位		
	単位		
単位数又は授業時数の合計	89 単位		

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	教育方針及び教育計画等の決定、学校の規則規定の制定及び改廃、入学・卒業、学生の進路、学校評価等について、学外理事の意見を反映しながら審議することで、円滑な学校運営を推進する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医師	2023. 7. 1 ~ 2025. 6. 30	開業医
医師	2023. 7. 1 ~ 2025. 6. 30	開業医
(備考)		

外部の意見を反映することができる組織の構成員名簿

組織名称	学校運営会議	
前職又は現職	氏名	外部人材
開業医	増永博幸	○
開業医	前田純宏	○
学校長	友岡俊夫	
副校長	中北仁子	
事務長	戸毛由樹子	
教務主任	奥西志穂	
教務副主任	上野由美	
専任教員	増田裕美	
専任教員	高原恵	
専任教員	有田絵美	
専任教員	重久奈穂子	
専任教員	辻本幸代	
専任教員	西岡美樹	

※外部人材の構成員については、外部人材欄に ○ を記入してください。

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 教育理念・目的・目標、卒業生の特性(ディプロマポリシー)に沿ってカリキュラムデザインを設計し授業計画を作成している。授業は、学内での授業(座学)と学外での臨地実習(病院等)があり、授業計画書には授業目標、授業計画、受講上の注意、評価方法、テキスト・参考書等について明示している。 授業計画書の公表方法は、学年毎に前期と後期に分け学期開始前に学生、関係者に配布するとともに、ホームページ上に掲載している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>https://nik.ac.jp/pages/23/</p>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学修意欲の把握については、受講後に疑問点、質問事項、感想等を記入させたりしている。

学科成績、臨地実習成績の評価は、学則第5章第24条、第25条及び履修規定第4条、第9条に則り評価を行い、運営会議において単位を認定している。

〔学則 第5章〕

(第24条) 学生の成績の評価は、授業科目ごとに授業時間数の3分の2以上出席した者に対して試験を行い評価する。臨地実習の成績の評価は、実習科目ごとに実習時間数の5分の4以上出席した者に対して評価をする。なお、評価等については別の規定に定める。

(第25条) 単位の認定は、前条に規定する成績の評価で合格を得た者について、運営会議の議を経て行う。

〔履修規程〕

(第4条) 講義及び演習は、学科試験、ルーブリック評価、出席状況、学習態度によりその評価を行う。

2 学科試験の受験資格は、各授業科目の所定時間数3分の2以上の出席とする。

3 学科試験の出題および採点は、担当講師および担当教員が行う。

4 学科試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

5 成績の評価は、下記の基準で評価する。

評価	評価基準	基準項目
A	80点以上	学習目標を十分に達成している
B	70点～79点	学習目標を達成している
C	60点～69点	学習目標を最低限度達成している
D(不合格)	60点未満	学習目標を達成していない

6 学籍簿の授業科目の成績は、前項の評価を記載し、各学年の成績は点数で表す。

(第9条) 実習は、定められた実習計画に従って履修する。

2 学生は、実習期間中においては、別に定める指導要項に従い、実習指導者の指導を受ける。

3 実習に関して、令和5年度以降の教育課程において、時間数や実習内容に変更があった場合、履修する実習については、運営会議で決定する。

4 実習の評価は、実習病院の臨地実習指導者および担当教員が協議のうえ、実習評価表により行う。

5 実習の評価は、原則としてルーブリック評価を用いて行う。

6 実習の評価は、所定時間の5分の4以上出席しなければ受けることができない。

7 実習の成績は、60点以上を合格とする。

8 実習の成績は、下記の基準で評価する。

評価	評価基準	基準項目
A	80点以上	学習目標を十分に達成している
B	70点～79点	学習目標を達成している
C	60点～69点	学習目標を最低限度達成している
D(不合格)	60点未満	学習目標を達成していない

9 学籍簿の授業科目の成績は、前項の評価を記載し、各学年の成績は点数で表す。

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>成績評価の客観的な指標の設定は、学年毎の履修科目の成績の評価を100点満点で点数化し、履修科目合計の平均点を算出し分布表にして公表している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>https://nik.ac.jp/pages/71/basic_escape_flg=1/ssl_preview=1</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本校の「生命の尊厳と人間愛」「地域社会貢献」という教育理念に基づき、看護実践能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。</p> <p>[ディプロマポリシー(卒業時の到達目標)]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解することができる。 2 看護師として倫理に基づいた行動ができる 3 看護師として人間関係を形成するコミュニケーションができる 4 対象に応じた看護を科学的根拠に基づき実践できる 5 地域における看護および多職種と協働しながら地域に貢献できる基礎的能力を養う 6 専門職業人として自ら生涯学習し続ける基礎的能力を持つことができる <p>卒業の認定基準等については、学則第5章第27条及び履修規定第15条に定めている。</p> <p>[学則 第5章]</p> <p>(第27条) 学生の卒業の認定は、第10条に定める授業科目を履修し、別表1に定める卒業に必要な単位を修得した者に対して、学校長が運営会議の議を経て認定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を超えた者は、卒業を認めない。 	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>https://nik.ac.jp/pages/100/</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※ 専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nara.med.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/06/taishaku_r5.pdf
収支計算書又は損益計算書	医師会事務局に申出る
財産目録	
事業報告書	医師会事務局に申出る
監事による監査報告（書）	医師会事務局に申出る

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼間	105 単位	82 単位		23 単位		
			105 単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		118人	0人	8人	90人	98人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教育理念・目的・目標、卒業生の特性（ディプロマポリシー）に沿ってカリキュラムデザインを設計し授業計画を作成している。授業は、学内での授業（座学）と学外での臨地実習（病院等）があり、授業計画書には授業目標、授業計画、受講上の注意、評価方法、テキスト・参考書等について明示している。授業計画書は、学年毎に前期と後期に分け学期開始前に学生に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価の客観的な指標の設定は、学年毎の履修科目の成績の評価を100点満点で点数化し、履修科目合計の平均点を算出している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 本校の「生命の尊厳と人間愛」「地域社会貢献」という教育理念に基づき、看護実践能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した者に卒業を認定し、専門士の学位を授与する。
学修支援等
（概要） 学習面では、個別指導、補習講義等を行い、経済面では、日本学生支援機構奨学金やその他奨学金の相談窓口を設けている。また、カウンセラーを配置している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
40人 (100%)	0人 (0.0%)	40人 (100.0%)	0人 (0.0%)
（主な就職、業界等）			
県内医療機関等			
（就職指導内容）			
医療機関の看護職員募集案内を学生に紹介。また、就職相談担当者を数名設け、就職に対する疑問等の助言を行っている。			
（主な学修成果（資格・検定等））			
看護師国家試験受験資格。助産師、保健師学校等への受験資格。			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
121人	4人	3.3%
（中途退学の主な理由）		
進路変更、成績不良等。		
（中退防止・中退者支援のための取組）		
三者面談を行ったり、学生個別指導を行い勉強に取り組めるよう問題解決に努めている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	250,000円	648,000円	600,000円	教育充実費(100,000円)、施設整備費500,000円)
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://nik.ac.jp/pages/63/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
委員の構成は、実習施設1名以上、卒業生1名以上、保護者1名以上とし、4名以上をもって構成する。実施方法は、学校自己評価の結果を基に学校関係者評価を行い、学校自己評価の客観性、透明性を高めると共に関係者評価を踏まえて、職員会議、運営会議で再検討を行い、学校の改善に取り組む。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
県内医療機関	2024. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	実習施設管理者
保護者	2024. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	在校生保護者
保護者	2024. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	在校生保護者
本校同窓会員	2024. 4. 1 ~ 2025. 3. 31	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
https://nik.ac.jp/pages/63/		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
https://nik.ac.jp

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	奈良県医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人奈良県医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		24人	23人	27人
内訳	第Ⅰ区分	-	-	
	第Ⅱ区分	-	-	
	第Ⅲ区分	-	-	
	第Ⅳ区分	0人	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				27人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号、第4号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	0人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。） 、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	後半期	

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。